

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案（予備自衛官等兼業特例法案） 【新規立法】

- 予備自衛官等は未充足の状況が継続（予備自衛官：約7割、即応予備自衛官：約5割）
- 「自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する基本方針」において、国家公務員又は地方公務員が予備自衛官等の兼業を行う場合に招集に応じやすい環境を整備することとされた
- ⇒ **予備自衛官等の継続的かつ安定的な確保に資するためには、予備自衛官等を兼業する際の手続について特例を設けるとともに、国の責務として、予備自衛官等の職務の重要性に対する国民の関心と理解を深めることが必要**

【法律の内容】

- 兼業許可制度に係る国家公務員法、地方公務員法等の特例を措置（以下、一般職国家公務員の場合）

内 容		現 状	特例措置
①	兼業の許可	<ul style="list-style-type: none"> 予備自衛官等になる時に許可を要し、招集に応じる際にも許可を要する場合あり 	<ul style="list-style-type: none"> 予備自衛官等になる時に招集に応じることも含め承認を受ける（招集に応じる際は不要）
②	勤務時間中に招集に応じる場合の職務専念義務の免除	<ul style="list-style-type: none"> 所轄庁の長等が、職務専念義務の免除の可否を判断 	<ul style="list-style-type: none"> 職務専念義務は免除とする
③	勤務時間中に職務専念義務が免除され訓練招集に応じる間の給与	<ul style="list-style-type: none"> 訓練招集に応じた期間の本務の給与を減額（訓練招集に応じたことによる手当は支給） 	<ul style="list-style-type: none"> 訓練招集に応じた期間の本務の給与は減額しない（訓練招集に応じたことによる手当は引き続き支給）

- 施行期日：公布後1年以内で政令で定める日